

平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社パートナーエージェント
 代 表 者 名 代表取締役社長 佐 藤 茂
 (コード番号：6181 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取締役 C F O
 兼 執 行 役 員 紀 伊 保 宏
 事業企画推進部長
 (TEL.03-5759-2700)

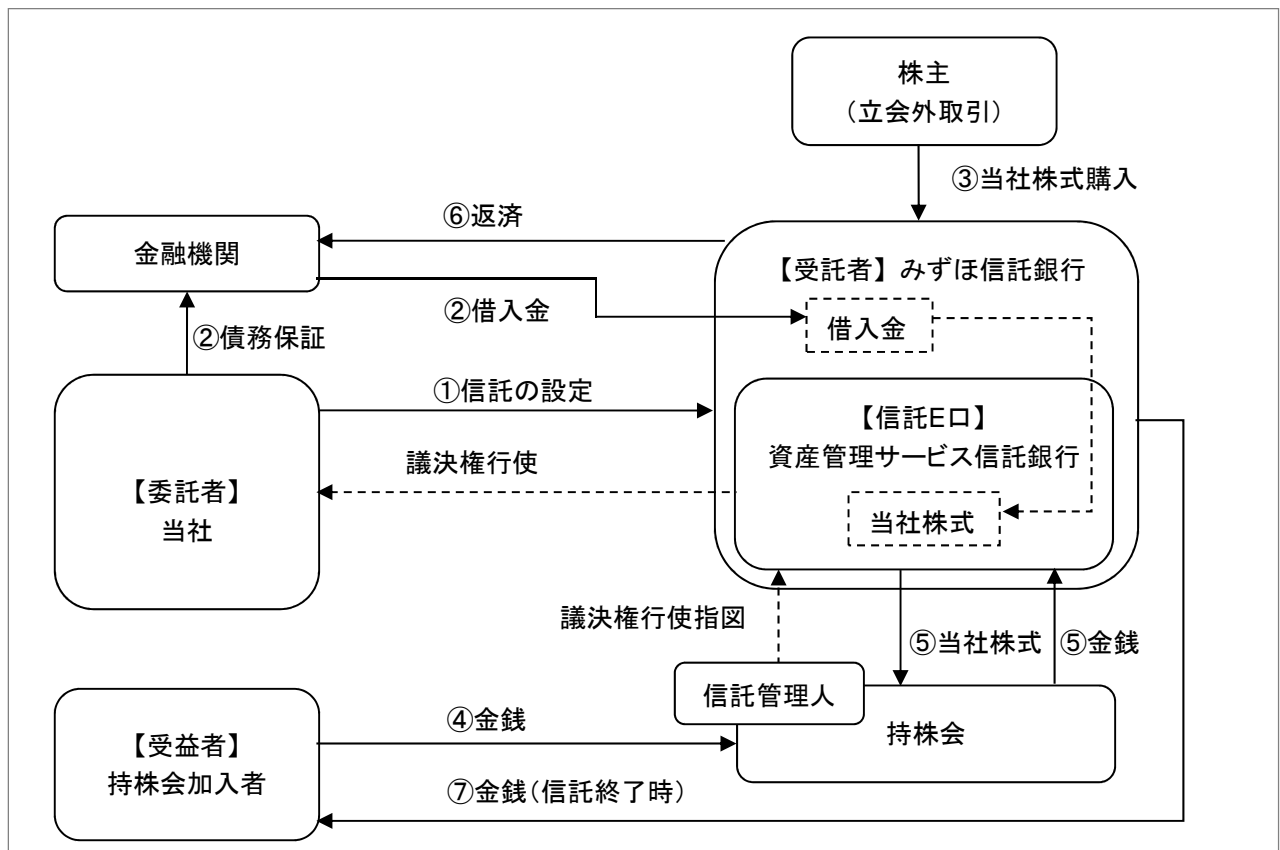
(追加)「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 11 日付にて、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議した旨お知らせいたしましたが、本制度の導入に際し資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が当社株式を取得する際は、当該開示資料中の「3. 本制度の仕組み 図及び③」、「5. 本信託による当社株式の取得内容 (4)株式取得方法」に記載した立会外取引に限らず、株式市場を通じて取得する場合がありますので、お知らせいたします。

以上

(ご参考：平成 28 年 5 月 11 日付『「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」の導入に関するお知らせ』における上記該当箇所の表示)

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託E口に金銭を抛出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者（みずほ信託銀行）は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は、金融機関に対して債務保証を行います。）
- ③ 受託者（みずほ信託銀行）は、借入れた資金を資産管理サービス信託銀行（信託E口）に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を株主から立会外取引により時価にて取得します。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を抛出します。
- ⑤ 持株会は、毎月従業員から抛出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 信託E口の持株会への株式売却代金をもって受託者（みずほ信託銀行）は借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。
（信託終了時に、受託者（みずほ信託銀行）が信託財産をもって借入金を返済できなくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。）

5. 本信託による当社株式の取得内容

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1)取得する株式 | 当社の普通株式 |
| (2)取得価額の総額 | 285,660,000円（予定） |
| (3)株式取得期間 | 平成28年5月23日～平成28年6月30日（予定） |
| (4)株式取得方法 | 立会外取引にて取得 |